

* 北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

規 則

○北海道循環資源利用促進税条例施行規則……………（税務課） 1

規 則

北海道循環資源利用促進税条例施行規則をここに公布する。

平成18年 8 月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第109号

北海道循環資源利用促進税条例施行規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（循環資源利用促進税に係る申告書等の提出）

第 2 条 循環資源利用促進税についての申告書、申請書、届出書その他の書類は、支庁長（北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）第 1 条第 6 号に規定する支庁長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

（換算して得た重量）

第 3 条 条例第 4 条第 2 項の規則で定めるところにより換算して得た重量は、次の表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類（種類ごとの容量を計測できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類）に応じ、当該産業廃棄物の容量（立方メートルで表した容量をいう。）の数値に同表の当該右欄に掲げる換算係数を乗じて得た重量とする。

産 業 廃 棄 物 の 種 類	換算係数
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる燃え殻	1.14
(2) 廃棄物処理法第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる汚泥	1.10
(3) 廃棄物処理法第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる廃油	0.90
(4) 廃棄物処理法第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる廃プラスチック類	0.35

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第 2 条第 1 号に掲げる紙くず	0.30
(6) 廃棄物処理法施行令第 2 条第 2 号に掲げる木くず	0.55
(7) 廃棄物処理法施行令第 2 条第 3 号に掲げる繊維くず	0.12
(8) 廃棄物処理法施行令第 2 条第 4 号に掲げる動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
(9) 廃棄物処理法施行令第 2 条第 4 号の 2 に掲げる獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物	1.00
(10) 廃棄物処理法施行令第 2 条第 5 号に掲げるゴムくず	0.52
(11) 廃棄物処理法施行令第 2 条第 6 号に掲げる金属くず	1.13
(12) 廃棄物処理法施行令第 2 条第 7 号に掲げるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
(13) 廃棄物処理法施行令第 2 条第 8 号に掲げる鋳さい	1.93
(14) 廃棄物処理法施行令第 2 条第 9 号に掲げるコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
(15) 廃棄物処理法施行令第 2 条第10号に掲げる動物のふん尿	1.00
(16) 廃棄物処理法施行令第 2 条第11号に掲げる動物の死体	1.00
(17) 廃棄物処理法施行令第 2 条第12号に掲げるばいじん	1.26
(18) 廃棄物処理法施行令第 2 条第13号に掲げる廃棄物	1.00

2 前項の規定により換算して得た重量の単位は、トンとする。

（特別徴収義務者の指定）

第 4 条 条例第 7 条第 2 項の規定による特別徴収義務者の指定は、支庁長が行うものとする。

2 支庁長は、前項の規定により特別徴収義務者を指定したときは、別記第 1 号様式により、当該特別徴収義務者及び当該特別徴収義務者に係る最終処分業者に通知しなければならない。

（納入申告書）

第 5 条 条例第 8 条第 1 項の納入申告書は、別記第 2 号様式とする。

（期間等の指定）

第 6 条 条例第 8 条第 2 項又は第12条第 2 項の規定による期間又は期限の指定は、支庁長が行うものとする。

2 支庁長は、前項の指定をしたときは、別記第 3 号様式により、通知するものとする。

（特別徴収義務者の登録等）

第 7 条 条例第 9 条第 1 項の申請書は、別記第 4 号様式とする。

2 条例第 9 条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による登録及び

証票の交付は、支庁長が行うものとする。

3 支庁長は、条例第9条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により特別徴収義務者を登録したときは、別記第5号様式により、当該特別徴収義務者に通知しなければならない。

4 条例第9条第2項の規則で定める証票は、別記第6号様式とする。

5 条例第9条第3項の規則で定める登録変更申請書は、別記第7号様式とする。

6 条例第9条第7項の規定による証票の返納は、返納する証票に別記第8号様式の返納書を添えて支庁長に返納するものとする。

（徴収猶予の申請等）

第8条 条例第10条第1項の規定による徴収猶予は、支庁長が行うものとする。

2 条例第10条第2項の申請書は、別記第9号様式とする。

3 条例第10条第3項において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第4項の規定による徴収猶予の承認又は不承認の通知は、別記第10号様式によるものとする。

（担保の提供を免除する場合の要件及び担保の提供手続）

第9条 条例第10条第1項の規則で定める要件は、同項の規定により徴収猶予の申請をした循環資源利用促進税の特別徴収義務者が当該徴収猶予の申請をした日前3年以内において循環資源利用促進税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における循環資源利用促進税に係る徴収金の納入状況からみてその徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る循環資源利用促進税を納入することが確実と認められることとする。

2 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の10の規定は、条例第10条第1項の規定により徴する担保の提供手続について準用する。

（徴収不能額等の還付若しくは充当又は納入義務の免除決定等）

第10条 条例第11条第1項又は第3項の規定による循環資源利用促進税の徴収不能額等の還付若しくは充当又は納入義務の免除の決定は、支庁長が行うものとする。

2 条例第11条第2項の申請書は、別記第11号様式とする。

3 支庁長は、第1項の決定をしたときは、別記第12号様式により申請した者に通知するものとする。

（納付申告書等）

第11条 条例第12条第1項の納付申告書は、別記第13号様式とする。

2 条例第12条第3項の修正申告書は、別記第14号様式とする。

（最終処分場への産業廃棄物の搬入開始の届出等）

第12条 条例第13条第1項の届出書は、別記第15号様式とする。

2 条例第13条第2項の規定による変更の届出は、別記第16号様式により行うものとする。

3 条例第13条第2項の規定による最終処分場における埋立処分の終了又は休止の届出は、

別記第17号様式により行うものとする。

（更正等の通知書）

第13条 条例第14条の通知書は、別記第18号様式とする。

（特別徴収義務者等の帳簿の記載義務等）

第14条 条例第15条第1項の規定による帳簿の記載については、最終処分場ごとに、産業廃棄物の搬入の都度次に掲げる事項を帳簿に記載するものとする。

（1）最終処分場への産業廃棄物の搬入年月日

（2）搬入された産業廃棄物の種類、重量及び税額

（3）搬入された産業廃棄物の容量（条例第4条第2項の規定により当該産業廃棄物の重量を第3条の規定により換算して得た場合に限る。）

（4）循環資源利用促進税の特別徴収義務者（条例第2条第2号イに掲げる者に限る。）にあっては、納税義務者の氏名又は名称及び廃棄物処理法第12条の3の規定により交付された産業廃棄物管理票の交付番号（廃棄物処理法第12条の5第1項の規定により同項に規定する情報処理センターに当該産業廃棄物に係る登録がされている場合は、登録番号）

2 北海道税条例施行規則第84条から第88条まで及び第90条の規定は、条例第15条第1項の規定による帳簿の備付け、記載及び保存をする場合について準用する。

（減免）

第15条 条例第17条第1項の規定による循環資源利用促進税の減免の決定は、支庁長が行うものとする。

2 条例第17条第2項の申請書は、別記第19号様式とする。

3 支庁長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査の上、減免するかどうかを決定し、その旨を申請した者に通知しなければならない。

（賦課徴収）

第16条 循環資源利用促進税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、北海道税条例施行規則の定めるところによる。この場合において、同規則第14条の3中「において準用する場合を含む。」とあるのは「並びに北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）第10条第3項において準用する場合を含む。」と、同規則第15条中「において準用する場合を含む。」とあるのは「又は北海道循環資源利用促進税条例第10条第3項において準用する場合を含む。」と、同規則第26条第4号中「及び第119条」とあるのは「、第119条並びに北海道循環資源利用促進税条例第12条及び第14条」と、同条第5号中「及び第119条」とあるのは「、第119条並びに北海道循環資源利用促進税条例第8条及び第14条」とする。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

その1

循環資源利用促進税特別徴収義務者指定通知書

新たに指定した 特別徴収義務者	住所（所在地）
	氏名（名 称）
既に特別徴収義務者として指定 されている最終 処分業者	住所（所在地）
	氏名（名 称）
特別徴収義務に 係る最終処分場	所在地
	名 称

上記のとおり、あなたを循環資源利用促進税の特別徴収義務者（徴収の便宜を有する者）として指定しましたので、通知します。

なお、この通知書を受け取った日から5日以内に特別徴収義務者の登録を申請してください。（根拠法令一地方税法第 条、北海道循環資源利用促進税条例第 条）

年 月 日

北海道 支庁長 印

様

注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした支庁長を経由して提出するようにしてください。）。

2 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書又は審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

その2

循環資源利用促進税特別徴収義務者指定通知書

新たに指定した 特別徴収義務者	住所（所在地）
	氏名（名 称）
既に特別徴収義務者として指定 されている最終 処分業者	住所（所在地）
	氏名（名 称）
特別徴収義務に 係る最終処分場	所在地
	名 称

上記のとおり、あなたのほかに循環資源利用促進税の特別徴収義務者（徴収の便宜を有する者）として指定しましたので、通知します。

なお、あなたに課される特別徴収義務は、免除されませんので留意してください。

年 月 日

北海道 支庁長 印

様

別記第 2 号様式（第 5 条関係）

循環資源利用促進税納入申告書

受付印 年 月 日 北海道 支庁長 様		処 理 事 項	発 信 年 月 日		徴収原簿番号	
			通信日付印	確認印		
この申告の対象となる期間			年 月 日から 年 月 日まで			
特別徴収義務者	住 所 又 は 所 在 地					
	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名		⑤			
最 終 処 分 場	所 在 地					
	名 称					
	登 録 番 号		第 号			
この申告に回答する係及び氏名並びに電話番号			(電話番号)			
課税標準となる搬入された産業廃棄物の重量		税 率	税 額			
. トン		円/トン	円			
納 入 年 月 日		年 月 日				
申 告 期 限		年 月 日				
備 考						

注意 1 印欄は、記入しないでください。
2 課税標準となる搬入された産業廃棄物の重量の小数点以下 3 位未満の端数は、切り捨ててください。
3 税額は、円の単位まで記入してください。

別記第 3 号様式（第 6 条関係）

循環資源利用促進税に係る納期限等指定通知書

特別徴収義務者又は申告納税者	住所（所在地）
	氏名（名 称）
最終処分場の所在地	
最終処分場の名称	
登 録 番 号	第 号
設 置 許 可 番 号	第 号
第 8 条第 2 項 第 12 条第 2 項 の規定により、 年 月 日 から 年 月 日までの期間における 徴収すべき循環資源利用促進税の納入 循 環 資 源 利 用 促 進 税 の 納 付 の期限を 年 月 日と指定したので、通知します。 年 月 日 北海道 支庁長 ⑤ 様	

注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした支庁長を経由して提出するようにしてください。）。
2 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日（1 の審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して 6 月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書又は審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第4号様式（第7条関係）



循環資源利用促進税特別徴収義務者登録申請書

特 別 徴 収 義 務 者	住所（所在地）		搬入開始年月日又は特別徴収義務者として指定された日		
	フリガナ氏名（名称）	フリガナ代表者の氏名	年 月 日		
最 終 処 分 場 の 概 要	区 分	所 在 地	名 称	電 話 番 号	
	最 終 処 分 場	(郵便番号)			
	処 分 場 の 種 類	安定型 ・ 管理型 ・ 遮断型			
	設 置 許 可 番 号	第 号			
	設 置 許 可 年 月 日 (届出年月日)	年 月 日			
	搬入を許可されている産業廃棄物の種類				
この登録申請に回答する係及び氏名並びに電話番号		(電話番号)			
この登録申請に係る関係書類の送付先					
上記のとおり、特別徴収義務者の登録を申請します。 年 月 日					
申請者 氏名（名称） 北海道 支庁長 様					
処 理 事 項	徴収の便宜を有する者の指定	住所（所在地）	氏名（名称）	通知 年 月 日	指定番号
	登 録 義 務 者 証 整理簿	登録番号 枚数	登録 年 月 日 交付 年 月 日(交付方法)	通知 年 月 日	
	あて名マスタ登録マスタ	処理結果表	収納管理	納税	徴収原簿番号

注意 1 次の書類を添付してください。
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「厚生省令」という。）第10条の6に規定する産業廃棄物処分業の許可証又は厚生省令第10条の18に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可証の写し
(2) 厚生省令第12条の5に規定する産業廃棄物処理施設（最終処分場）設置許可証の写し
2 印欄は、記入しないでください。
3 この申請書は、最終処分場ごとに作成してください。

別記第5号様式（第7条関係）

循環資源利用促進税特別徴収義務者登録（変更）通知書

特 別 徴 収 義 務 者	住所（所在地）	
	氏名（名 称）	
	代表者の氏名	
登 録 番 号	北海道	支 庁 第 号 道税事務所
登録（変更）年月日	年 月 日	
上記のとおり、特別徴収義務者として登録（変更）したので、通知します。 （根拠法令－北海道循環資源利用促進税条例第 条） 年 月 日 北海道 支庁長 印 様		

摘要 1 不要文字を消して使用すること。
2 登録番号は、支庁又は支庁道税事務所ごとに一連番号とすること。

別記第6号様式（第7条関係）

登録番号		号
		
循環資源利用促進税 特別徴収義務者証 北 海 道		

1 アルミはく製とし、板面地色は銀色とし、枠及び文字は黒色とする。
2 道章は、北海道章および北海道旗の制定（昭和42年北海道告示第775号）の4により大円の直径を2センチメートルとして作図するものとし、七光星の部分は赤色、他の部分は黒色とする。
3 証票の寸法は、縦9.0センチメートル、横14.5センチメートルとする。

別記第 7 号様式（第 7 条関係）

受付印

循環資源利用促進税特別徴収義務者登録事項変更申請書

変 更 事 項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日	変更理由
特 別 徴 収 義 務 者	住 所（所在地）		・ ・	
	フ リ ガ ナ 氏 名（名 称）		・ ・	
	フ リ ガ ナ 代表者の氏名		・ ・	
最終処分場の 概 要	所 在 地	（郵便番号）（郵便番号）	・ ・	
	名 称		・ ・	
	電 話 番 号		・ ・	
	処分場の種類	安定型・管理型・遮断型	安定型・管理型・遮断型	・ ・
	設置許可番号	第 号	第 号	・ ・
	設置許可年月日（届出年月日）	年 月 日	年 月 日	・ ・
	搬入を許可されている産業廃棄物の種類			・ ・
上記のとおり、特別徴収義務者の登録事項に変更が生じたので、申請します。 年 月 日 申請者 氏名（名称） 北海道 支庁長 様				

処 理 事 項	義 務 者 証	登録番号	交付枚数 枚	交付 年 月 日（交付方法）		
			返納枚数	返納 年 月 日		
	整理簿	あて名マスタ 登録マスタ	処理結果表	調査書	収納管理	納税

注意 印欄は記入しないでください。

別記第 8 号様式（第 7 条関係）

受付印

循環資源利用促進税特別徴収義務者証返納書

特 別 徴 収 義 務 者	住所（所在地）		
	氏名（名 称）		代表者の氏名
最 終 処 分 場	名 称		
	所 在 地	（郵便番号）（電話番号）	
	処分場の種類	安定型 ・ 管理型 ・ 遮断型	
	設置許可番号	年 月 日	
最 終 納 入（予定） 年月日	年 月 日		
	年 月 日		
特別徴収義務が消滅した理由			
最終納入（予定） 年月日			
上記のとおり返納します。 年 月 日 返納者 氏名（名称） 北海道 支庁長 様			

処 理 事 項	廃棄物所管課確認年月日		年 月 日	
	登録マスタ	義務者証返納確認	義務者証廃棄確認	回 付 欄

注意 印欄は記入しないでください。

別記第9号様式（第8条関係）

循環資源利用促進税徴収猶予申請書

特別徴収義務者	住所（所在地） 氏名（名称）	代表者の氏名 電話番号	
最終処分場	所在地	名称	
徴収猶予を受けようとする期間 年 月 日 から 年 月 日まで			
納入期限	年 月 日	徴収猶予期限	年 月 日
計算基礎	区分	申告金額	納入金額
	税額	円	円
納入内訳	納入期日	月 日	月 日
	納入金額	円	合計 円
納税担保	担保	財産	保証人
	名称	数量	性質
住所	所在地	職業	氏名

申請者 北海道 支庁長 様 住所（所在地）氏名（名称） 印

注意 1 提供する担保が国債等である場合には「供託書正本」又は「登録済通知書（登録済証）」を、土地、各種財団又は保険に付した建物、自動車等である場合には「抵当権を設定するために必要な書類」を、保証人の保証である場合には「保証書」を添付してください。

2 「納入期限」の欄には、徴収猶予する前の北海道循環資源利用促進税条例で定められている納期限を記載してください。

3 「徴収猶予を受けようとする税額」の明細書を別に添付してください。

4 「徴収猶予期限」及び「納入期日」の欄には、納期限から2月以内の日を記載してください。

5 不要文字を消して使用してください。

別記第10号様式（第8条関係）

その1
承認番号

循環資源利用促進税徴収猶予承認通知書

特別徴収義務者	住所（所在地） 氏名（名称）	代表者の氏名 電話番号	
最終処分場	所在地	名称	
徴収猶予を受けようとする期間 年 月 日 から 年 月 日まで			
納入期限	年 月 日	徴収猶予期限	年 月 日
計算基礎	区分	申告金額	納入金額
	税額	円	円
納入内訳	納入期日	月 日	月 日
	納入金額	円	合計 円
納税担保	担保	財産	保証人
	名称	数量	性質
住所	所在地	職業	氏名

(特別徴収義務者の又は名称) 北海道 支庁長 印

注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした支庁長を経由して提出するようにしてください。）

2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19

条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

摘要 1 不要文字を消して使用すること。

2 北海道循環資源利用促進税条例第10条第1項の規定による場合は、なお書きを消して使用すること。

その2

循環資源利用促進税徴収猶予不承認通知書

住所（所在地）	北海道	支庁長	印
氏名（名称）			
代表者の氏名			
特別徴収義務者			
年 月 日申請のあった徴収猶予については、承認できませんので、通知します。 (根拠法令ー地方税法第 条、北海道循環資源利用促進税条例第 条)			
年 月 日			
(特別徴収義務者の氏名又は名称) 様			

注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます(審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした支庁長を経由して提出するようにしてください。)

2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません(地方税法第19条の12)が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不要文字を消して使用すること。

別記第11号様式（第10条関係）

受付印

循環資源利用促進税還付申請書
納入義務免除

特別徴収義務者	住所（所在地）	
	氏名（名称）	代表者の氏名
最終処分場	名称	
	所在地	(郵便番号) (電話番号)
登録番号	第 号	
還付又は納入義務の免除を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで	還付又は納入義務の免除を受けようとする額 円
申請金額の算定の基礎		
受け取るべき埋立処分の料金 ①	円	①のうち既に受け取った料金 円 ①のうち受け取ることができなかった料金 円
①に対応する搬入された産業廃棄物の重量 ②	トン	納入すべき税額 ③ 円
③のうち既に受け取った税額 ④	円	③のうち受け取ることができなかった税額 円
④のうち納入前に亡失した税額	円	既に納入した税額 (納入年月日) 円 (年 月 日)
還付又は納入義務の免除を受けようとする理由	産業廃棄物の埋立処分を委託した者の住所及び氏名又は法人の名称及び代表者の氏名	
その他参考となる事項		
還付金の口座振替先	金融機関名 店 舗 名 預 金 種 別 口 座 番 号 フリガナ 口座名義人	
上記のとおり、徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を受けたいので、申請します。 年 月 日 申請者 氏名（名称） 印 北海道 支庁長 様		

注意 1 循環資源利用促進税の還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を証する書類を添付してください。

2 2以上の課税期間にまたがる場合は、適宜別紙により内訳を添付してください。

別記第12号様式（第10条関係）

循環資源利用促進税徴収不能額等の 還付・充当 決定通知書
納入義務免除

年 度	年 月 日	申 請 区 分	申 請 内 容	還付（充当）又は納入義務免除の措置決定額				還付又は免除の措置できない分の金額及び理由	
				還 付 税 額	充 当 額	納 入 義 務 免 除 税 額	措置できない分の額	措置できない理由	
年度	月 日 から 月 日まで	（還 付） （納入義務免除）	円	円	円	円	円		
年度	月 日 から 月 日まで								

年 月 日 申請の循環資源利用促進税徴収不能額等の還付・充当（納入義務免除）について、上記のとおり決定しましたので、通知します。

北海道 支庁長 印

注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした支庁長を経由して提出するようにしてください）。
2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
3 この処分については、1の審査請求の裁決を結了後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第13号様式（第11条関係）

循環資源利用促進税納付申告書

受付印	年 月 日	北海道 支庁長 様	処理事項	発 信 年 月 日		徴収原簿番号	
				通信日付印	確認印		
この申告の対象となる期間			年 月 日から 年 月 日まで				
申告者	住所又は所在地		Ⓜ				
	氏名又は名称及び代表者の氏名						
最終処分場	所在地						
	名 称						
この申告に回答する係及び氏名並びに電話番号			(電話番号)				
課税標準となる搬入した産業廃棄物の重量		税 率	税 額				
トン		円/トン	円				
納 付 年 月 日		年 月 日					
申 告 期 限		年 月 日					
備 考							

注意 1 印欄は、記入しないでください。
2 課税標準となる搬入した産業廃棄物の重量の小数点以下3位未満の端数は、切り捨ててください。
3 税額は、円の単位まで記入してください。

別記第14号様式（第11条関係）

循環資源利用促進税修正申告書

受付印 年 月 日 北海道 支庁長 様		処 理 事 項	発 信 年 月 日		徴収原簿番号	
			通信日付印	確認印		
この修正申告の対象となる期間			年 月 日から 年 月 日まで			
申 告 納 税 者	住 所 又 は 所 在 地					
	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	㊞				
最 終 処 分 場	所 在 地					
	名 称					
この申告に应答する係及び氏名並びに 電話番号			(電話番号)			
区 分	課税標準となる搬入した 産業廃棄物の重量	税 率	税 額			
修正申告額 (ア)	. トン	円/トン	円			
当初申告額 (イ)	. トン	円/トン	円			
差 引 増 差 額 (ア)-(イ)	. トン		円			
増差税額納付年月日		年 月 日				
備 考						

注意 1 印欄は、記入しないでください。
2 課税標準となる搬入した産業廃棄物の重量の小数点以下3位未満の端数は、切り捨ててください。
3 税額は、円の単位まで記入してください。

別記第15号様式（第12条関係）

循環資源利用促進税産業廃棄物搬入開始届

申 告 納 税 者	住所（所在地）					
	フリガナ 氏名（名称）	フリガナ 代表者の氏名				
	産業廃棄物（特別管理産業廃 棄物）処分業の許可の有無	有 ・ 無 第 号				
最 終 処 分 場 の 概 要	所 在 地 （郵便番号）	（電話番号）				
	名 称					
	処 分 場 の 種 類	安定型 ・ 管理型 ・ 遮断型				
	設 置 許 可 番 号	第 号				
	設 置 許 可 年 月 日 （届出年月日）	年 月 日				
	搬入を許可されている 産業廃棄物の種類					
	産業廃棄物の搬入を開始 する日	年 月 日				
	この届出に应答する係及 び氏名並びに電話番号	(電話番号)				
この届出に係る関係書類 の送付先						
上記のとおり、産業廃棄物の最終処分場への搬入を開始するので、届け出ます。 年 月 日 届出者 氏名（名称） ㊞ 北海道 支庁長 様						
処 理 事 項	あて名スタ 登録スタ	処理結果表	調査書	収納管理	納税	徴収原簿番号

注意 1 次の書類を添付してください。
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「厚生省令」という。）第10条の6に規定する産業廃棄物処分業の許可証又は厚生省令第10条の18に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可証の写し
(2) 厚生省令第12条の5に規定する産業廃棄物処理施設（最終処分場）設置許可証の写し
2 印欄は記載しないでください。
3 この届は、最終処分場ごとに作成してください。

別記第16号様式（第12条関係）



循環資源利用促進税産業廃棄物搬入変更届

変 更 事 項		変 更 前 の 内 容		変 更 後 の 内 容		変更年月日	変更理由
申 告 納 税 者	住 所（所在地）					・ ・	
	フリガナ氏名（名称）					・ ・	
	フリガナ代表者の氏名					・ ・	
最終処分場の概要	所 在 地	（郵便番号）	（郵便番号）			・ ・	
	名 称					・ ・	
	電 話 番 号					・ ・	
	処分場の種類	安定型・管理型・遮断型	安定型・管理型・遮断型			・ ・	
	設置許可番号	第 号	第 号			・ ・	
	設置許可年月日（届出年月日）	年 月 日	年 月 日			・ ・	
	搬入を許可されている産業廃棄物の種類					・ ・	
	上記のとおり、産業廃棄物搬入開始の届出事項に変更が生じたので、届け出ます。 年 月 日 北海道 支庁長 様 届出者 氏名（名称） 印						
処理事項	あて名マスタ登録マスタ	処理結果表	調査書	収納管理	納税	徴収原簿番号	

注意 印欄は、記入しないでください。

別記第17号様式（第12条関係）



循環資源利用促進税最終処分場埋立処分終了（休止）届

申告納税者	住所（所在地）	
	氏名（名称）	代表者の氏名
最終処分場の概要	名 称	
	所 在 地	（郵便番号） （電話番号）
	処分場の種類	安定型 ・ 管理型 ・ 遮断型
	設置許可番号	年 月 日
	設置許可年月日（届出年月日）	年 月 日
	埋立処分を終了（休止）した日	年 月 日
最終納付（予定）年月日	年 月 日	
上記のとおり、最終処分場における埋立処分を終了（休止）したので、届け出ます。 年 月 日 届出者 氏名（名称） 印 北海道 支庁長 様		
処理事項	廃棄物所管課確認年月日	年 月 日
	登録マスタ	回 付 欄

注意 1 不要文字を消して使用してください。
2 印欄は記入しないでください。

別記第18号様式（第13条関係）
その1

（表）
更正
循環資源利用促進税決
定通知書兼納入（納付）告知書
加算金決定

特別徴収義務者		住所（所在地）		徴収原簿番号	
申告納税者		氏名（名称）			
最終処分場		所在地			
		名称			

区分	不足税額の算定		加算金額の算定				算定の基礎税額	算定の基礎税額	算定の基礎税額	算定の基礎税額	算定の基礎税額
	課税標準 （搬入重量）	税率	税額	申告書 提出期限	申告書 出年月日	算定の基礎税額					
更正 年月日 ～ 年月日	更正 年月日	トン	円			円	$\frac{100}{100}$	円	$\frac{100}{100}$	円	円
	申告 年月日			・	・		$\frac{100}{100}$		$\frac{100}{100}$		$\frac{100}{100}$
	不足 年月日						$\frac{100}{100}$		$\frac{100}{100}$		
更正 年月日 ～ 年月日	更正 年月日	トン	円			円	$\frac{100}{100}$	円	$\frac{100}{100}$	円	円
	申告 年月日			・	・		$\frac{100}{100}$		$\frac{100}{100}$		$\frac{100}{100}$
	不足 年月日						$\frac{100}{100}$		$\frac{100}{100}$		
不足分計			①							③	④

納入（納付）	期限	年	月	日	納入（納付）すべき金額の合計額 ①+②+③+④	②	③	④	円
納入（納付）場 所 北海道指定（収納代理）金融機関・北海道収入取扱員・道内郵便局									
上記のとおり決定しましたので、通知します。併せて、納入すべき金額を納入期限までに納入（納付）書によって納めるよう告知します。 （根拠法令－地方税法第 条、北海道循環資源利用促進税法例第 条）									
年		月		日		北海道		支庁長 印	

裏面の注意事項をお読みください。
摘要 1 重加算金の算定の基礎税額は、不足分の税額のうち、課税標準の算定の基礎となるべき事項について隠ぺいし、又は仮装した部分に係るものを記載する。
2 不要文字を消して使用すること。

（裏）

- 注意 1 納入期限までに納めないときは、督促状が発付されます。
- 2 納めるときは、不足税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に、その申告納入期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（この告知書による納入期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納めてください。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
- 3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 4 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができ（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした支庁長を経由して提出するようにしてください。）、
- 5 この処分について不服がある場合には、4の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 6 この処分については、4の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができ（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

その2

循環資源利用促進税不申告加算金決定通知書兼納付告知書

特別徴収義務者 申告納税者 最終処分場	住所(所在地) 氏名(名称) 所在地 名称	徴収原簿番号					
期	間	申告書提出期限	申告書提出日	申告税額	算出基礎税額	率	不申告加算金額
年	月	日	・	・	円	100	円
年	月	日	・	・	円	100	円
年	月	日	・	・	円	100	円
年	月	日	・	・	円	100	円
不申告加算金額	の納期限	・	・	納付すべき加算金額の合計額			円
納付場所 北海道指定(収納代理)金融機関・北海道収入取扱員・道内郵便局							
上記のとおり決定しましたので、併せて、納付すべき金額を納期限までに納付書によって納めるよう告知します。 (根拠法令一地方税法第 条、北海道循環資源利用促進税条例第 条)							
北海道 支庁長 様 印							

注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます(審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした支庁長を経由して提出するようにしてください。)

2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません(地方税法第19条の12)が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第19号様式(第15条関係)

受付印		循環資源利用促進税減免申請書	
申告納税者	住所(所在地)		
	氏名(名称) (電話番号)	代表者の氏名	
減免を受けようとする循環資源利用促進税	年度	摘要	
	税額	月 日 ~ 月 日	円
		月 日 ~ 月 日	円
		月 日 ~ 月 日	円
		合 計	円
減免を受けようとする理由			
上記のとおり、循環資源利用促進税の減免を受けたいので、申請します。			
北海道 支庁長 様	申請者	住所(所在地) 氏名(名称)	印

